

【更新履歴】
・令和6年12月

創業・スタートアップ支援事業補助金 募集要項

○申請方法

①創業・スタートアップ支援事業補助金専用の創業計画書作成

商工相談員との面談が必要となります。下記問合せから電話にてご予約ください。

②申請書の準備

創業計画書作成後、申請書一式をダウンロードし、必要事項を入力・記載するとともに、その他申請に必要な書類を揃えてください。

港区立産業振興センターホームページ

URL：<https://minato-sansin.com/sougyostartupsien/>

③申請書類の提出（郵送）

下記、郵送先に郵送してください。



○申請受付期間

令和6年6月3日（月）から令和7年1月20日（月）まで 当日消印有効

※申請期間内であっても予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

<問合せ・郵送先>

港区産業振興課経営支援係「創業・スタートアップ支援事業補助金宛」

〒108-0014 港区芝 5-36-4 札の辻スクエア8階

TEL：03-6435-4620

受付時間：平日 9:00～17:00（土・日、祝日は除く。）



1 概要

本補助金は、創業当初の経営が不安定な時期に、商工相談員による創業計画書作成支援の実施及び創業に必要な経費（賃料、ホームページ作成費、広報費、設備費）の一部を補助することで、新規の創業を支援し、区内産業の活性化につなげることを目的としています。

2 募集枠

75者程度(予算の範囲内)

3 補助対象となる者

次に掲げる要件をすべて満たす事業者

(1) 港区内で創業して2年未満の創業者であること。

※「創業」に該当するかは区の商工相談員との面談にて確認させていただきます。

※法人は履歴事項全部証明書、個人事業主は個人事業の開業・廃業等届出書、所得証明書等で確認させていただきます。

※個人事業主で廃業している場合は、補助金申込みにかかる創業日が廃業日（廃業届の税務署收受日）から1年以上経過していること

【対象外】

- ・既に別の事業を営んでいるもの
- ・親族及び従業員等に事業を引き継ぐ場合他

(2) 港区内に事業所があること。

法人の場合…本店登記地と主たる事業所が港区内にあること。

個人事業の場合…主たる事業所が港区内にあること。

(3) 港区産業振興課の商工相談（事前予約必須）を受け、創業計画書を作成すること。

(4) 許認可等が必要な業種の場合は、当該許認可等を受けているもしくは補助金支給までに受けること。

(5) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当しないこと。

(7) 補助金交付後、3年間にわたり専門家による現地調査及びアフターフォローのための事業所訪問について同意できること。

4 補助対象外となる者

(1) 登記地がバーチャルオフィスである者

(2) みなし大企業

(3) 東京都の創業助成金及び小規模企業持続化補助金の創業枠を受けている者
又は、国、東京都、他自治体から同様の補助金を受けている者

(4) 過去に申請した者、過去に申請した者を含む法人（役員及び株主）、関連会社、過去に

申請したものが実質的に経営権を有する法人

5 補助金額及び補助対象経費

(1) 補助金額・補助率

250万円を限度に補助対象経費の3分の2

※2年間にわたり補助金を交付します。初年度の交付金額は、最大160万円となります。

詳細は、下記「★対象経費別詳細」をご確認ください。

(2) 補助対象経費

交付決定から令和7年2月28日までの間に、支払いが完了した補助事業に係る経費のうち、店舗等借入費、設備費、広告費、ホームページ作成費

※店舗等借入費については、月額賃料等が前月払いの契約の場合は交付決定前に支払った経費も対象とします。ただし、起算月については区が申請を受け付けた月以降の賃料が対象となります。また、3月分の賃料については事業実施期間外となるため、補助対象外となります。

例：12月に交付申請→12月・1月・2月が補助対象月

※クレジットカード等による支払いは口座引き落としまで行う必要があります

※親会社、子会社、グループ企業等関連会社、株主の親族や役員の親族が経営する会社等との取引は対象外。

★対象経費別詳細

(1) 賃借料…事業を行う上で必要な港区内の事務所等の賃借料。継続的に使用する物件が対象となります。

①店舗、事務所賃料

上限：最大120万円（月10万円×12か月）

②コワーキングスペース等利用料

上限：最大18万7,200円（月15,600円×12か月）

※①・②共に初年度最大3か月、翌年度最大9か月の補助となります。

※バーチャルオフィスは対象外となります。

①店舗、事務所賃料（貸借契約上の賃料とし、共益費等は除く）

対象物件

- ・事務所等の賃料（共益費等を除く）が税抜5万円以上であること。
- ・契約の内容が賃貸借契約であること。
- ・申請者が賃貸借契約上の借主であること。
- ・申請者が事務所等の共有借主でないこと。
- ・事務所等の賃貸借契約日が令和4年5月1日以降であること。
- ・貸主が、補助対象事業者の3親等以内の親族、その親族が経営する会社及びそのグループ会社ではないこと。また、補助対象事業者が経営する会社及びそのグループ会社

の構成員でないこと。

- ・港区内の事務所等であり、住居と兼用しないこと。

※契約上居住の用に供する旨の記載がある場合、現在は住居として使用していなくても対象となりません。

対象外経費

- ・都内区市町村、国立大学、中小企業支援機関等が設置する創業支援施設の賃借料

必要書類

- ・対象となる事務所等の賃貸借契約書の写し（全ページ）

【以下は、該当者のみ提出】

- ・転貸借契約の場合は、物件の所有者の承諾が確認できる書類。
- ・賃料の中に共益費等が含まれている場合は、賃料と共益費等の内訳が確認できる賃貸人の証明書

②コワーキングスペース等の利用料（月会費）

対象物件

- ・利用料が税抜2万5千円以上のコワーキングスペース等であること。
- ・利用しているコワーキングスペース等が、事務所として常時使用できること。（都度払いの利用形態は補助対象外となります）
- ・利用しているコワーキングスペース等を本店として登記している法人又は開業届でコワーキングスペース等を事務所として届け出ている個人であること。

対象外経費

- ・都内区市町村、国立大学、中小企業支援機関等が設置する創業支援施設の利用料
- ・バーチャルオフィスの利用料
- ・レンタルオフィス等の個別サービス（貸ロッカー等）の利用料
- ・入会金等

必要書類

- ・コワーキングスペース等の利用契約書

（2）設備費…事務所の改装工事、備品購入費等 上限：60万円

対象経費

- ・区内の事業所・店舗の外装工事・内装工事費用
※住居兼店舗・住居兼事務所については対象外
- ・区内事業所で使用する機械装置・工具・器具の調達・設置費用
※1点あたりの購入単価が税抜5万円以上から

対象外経費

- ・消耗品の購入費
- ・不動産の購入費
- ・中古品、リース費用
- ・車両の購入費
- ・汎用性が高く、使用目的が本補助事業の遂行に必要なものと特定できない物品の調達費用（例：家庭用家電、パソコン、タブレット、携帯電話等容易に持ち運びができ、他の目的に使用できるもの）
- ・建物本体に影響を与える増築工事等
- ・既存事業の廃止に伴う機械装置・工具・器具の処分費

必要書類

- ・見積書等 ※30万円以上の場合は、同一条件の相見積書を提出してください。

※注意※

- ・財産の処分について

事業の完了した年度の翌年度から起算して3年以内に、本事業により取得し、または効用を増加した財産を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供しようとするときは、あらかじめ承認を得ていただきます。また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部を返還していただく場合があります。

(3) 広報費…販路開拓のために新たに広告宣伝を行う費用 上限：40万円

対象経費

原則、助成対象期間中に配布を完了する経費が対象となります。

- ①チラシ製作費等…チラシ印刷費、のぼり、販促品（販促品の単価上限は税抜200円まで）等
- ②広告掲載料等…新聞、雑誌、公共交通機関の広告やオンライン上の広告への掲載又は製品等を案内する印刷物を新聞等へ折込する際に要する費用等

対象外経費

- ・切手、名刺、通信費用
- ・増刷（今回新しく作成するチラシに限ります）
- ・従業員個人への発注
- ・自社名/自社製品等の記載がないもの
- ・発行者が自社でないチラシ・冊子等の作成

必要書類

- ・見積書 ※経費の内訳を見積書へ記載してください。

- ・委託する場合は、委託先がその事業を生業としていることが確認できる書類
- ・見積書が発行されないSNS広告等の場合は、広告媒体の概要ページのプリントアウト及び想定している広告単価やアクティブ数（クリック数やビュー数等）がわかる書類

(4) ホームページ作成費用 上限：30万円

対象となるホームページ

- ・制作会社等に依頼するコーポレートサイトであること。（社名や住所等の会社概要を掲載すること）
- ・ホームページ全体が暗号化（SSL/TLS）されているもの。
- ・レスポンシブルwebデザインに対応していること。

※作成するホームページは、公開することを前提とします。

対象経費

- ・コンテンツ制作費（データ取材及び撮影に要する経費を除く）
- ・プロバイダー・サーバー契約料
- ・独自ドメイン取得料

対象とならないホームページ

- ・申請時点でホームページ作成に着手している場合
- ・販売を目的にしたホームページ（ECサイト）の作成
- ・既にホームページを持っている場合
- ・申請者と同一の代表者である別法人や関連会社への発注や従業員個人へ発注するもの
- ・実績報告時に未完成のページがある場合
- ・期間内に公開に至らなかったホームページ

対象外経費

- ・動画、写真などの撮影費
- ・通信費などのランニングコスト
- ・パソコン、デジタルカメラ等ハードウェア購入費
- ・ホームページの変更に係る費用
- ・申請時に費用の支払いが完了しているもの

必要書類

- ・見積書 ※経費内訳を見積書へ記載してください。
- ・委託する場合は、委託先がその事業を生業としていることが確認できる書類

(1)～(4) 共通注意事項

①業務委託の場合

- ・30万円以上の発注は、同一条件の相見積書を提出してください。
- ・委託先事業者が当該業務を生業としており、見積書・請求書・納品書等を発行できることを条件とします。ホームページ等で確認できない場合は、委託事業者が当該業務を生業としている根拠資料をご提出ください。
- ・親会社、子会社、グループ企業等関連会社、株主の親族や役員の親族が経営する会社等との取引は対象外となります。

②補助金の交付決定後、申請内容の変更は原則できません。

③東京都の創業助成金及び小規模企業持続化補助金の創業枠を受けていることが発覚した場合には交付決定を取り消し、補助金を交付していた場合は返還していただきます。

6 補助金交付までの流れ

創業計画書作成に係る商工相談申込（予約制・電話受付）

※初回面談は令和6年12月20日（金）まで。



商工相談を受け、創業計画書を作成（面談3回程度）



創業計画書完成後、補助金交付申請書一式を郵送で提出

※申請期限：令和7年1月20日（月）まで（先着順・消印有効）

※創業計画書は、令和6年6月以降に完成したものに限りです

※交付申請書の提出は、面談により対象者と確認できてから3か月以内とします



区による審査、交付決定※1か月程度



事業の実施

※事業実施期限：令和7年2月28日（金）まで

※提出書類は別途お知らせします。また、事業実施は補助対象経費の支払いまでを含みます（クレジットカード等による支払いは、口座からの引き落としまで）



実績報告書の提出

※最終報告書締切：令和7年3月7日（金）消印有効

※締切までにご提出がない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください



区による審査、額の確定※1か月程度



補助金の交付※1か月程度

※翌年度の賃借料については、更新の申請を経て、承認後、最大9か月補助

7 補助金交付申請必要書類

(1) 必要書類 ★印は初回の商工相談面談時に必要になります。

①創業計画書【区指定様式】

※商工相談員の支援を受けて令和6年6月以降に作成が完了したもの

②創業・スタートアップ補助金交付申請書【区指定様式】

③誓約書兼同意書【区指定様式】

④収支計画書【区指定様式】

⑤地域社会への貢献活動予定表【区指定様式】

⑥補助対象経費の詳細及び金額が確認できる書類

※各対象経費ごとの必要書類。詳細は上記経費別詳細をご確認ください。

★⑦所得証明書又は課税証明書（過去2年分）

★⑧法人：履歴事項全部証明書（発行後3か月以内）

個人事業主：個人事業の開業・廃業等届出書 ※港区内税務署での届出のもの

※過去に個人事業主として事業を行っていて法人成りした場合は、開業届に記載されている開業日を創業日とみなします。履歴事項全部証明書と個人事業の開業届及び廃業届（法人設立届出書）の3点をご提出ください。

★⑨賃貸借契約書又はコワーキングスペース等の利用が確認できる書類

⑩（株式会社の場合）株主名簿

⑪提出書類確認シート【区指定様式】

※その他個別に書類が必要になります。

(2) 申請方法

商工相談の予約が必要になりますので、まずは表紙の問合せ先にお電話ください。

8 実績報告について

交付決定後に、交付決定通知書とお知らせを同封します。

補助事業終了後、2週間以内に実績報告をご提出ください。

最終報告書締切：令和7年3月7日（金）消印有効

※最終提出期限までにご提出がない場合は、補助金の交付ができませんのでご注意ください

9 アフターフォロー・実施検査について

補助金交付から3年間実施検査及びアフターフォローのため、専門家を派遣します。

訪問に応じない場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただく場合があります。

10 その他

(1) 申請途中の代表者変更はできません。

(2) 過去に港区ホームページ作成支援補助金、港区新規開業賃料補助金、港区広告宣伝補助金の交付を受けている事業者は、交付を受けた補助金以外の経費であれば申請可能です。

例①) 現在、創業1年2か月で、令和5年度にホームページ補助金を交付。今回、賃借料と広報費を申請したい。→申請○

例②) 現在、創業1年2か月で、令和5年度に新規開業賃料補助金を交付。今回も、賃借料を申請したい。→申請×